『地方公共団体の財政の健全化に関する法律』に基づく健全化判断比率(4指標)等の概要

この健全化判断比率は、地方公共団体の財政の健全化を維持・向上させるための制度として、地方公共団体の財政の健全性に関する比率の公表を義務化した制度として設けられ、平成19年度決算から適用し、議会に報告し、広く公表させるものです。

各健全化判断比率に応じて、一定の比率を超過した場合には、早期健全化計画(イエローカード)・再生計画 (レッドカード)・公営企業の経営の健全化を図るための計画の策定が必要となります。

I 財政の早期健全化(イエローカード)

1 財政健全化計画

健全化判断比率のうちのいずれかが早期健全化基準以上の場合には、財政健全化計画を定めなければならない。

2 財政健全化計画の策定手続き等

財政健全化計画は、議会の議決を経て定め、速やかに公表するとともに、総務大臣・都道府県知事への報告、 財政的な状況の公表等の規定を設ける。また、毎年度その実施状況を議会に報告し、公表する。

3 国等の勧告等

財政健全化計画の実施状況を踏まえ、財政の健全化が著しく困難であると認められるときは、総務大臣または 都道府県知事は、必要な勧告を行う。

Ⅱ 財政の再生(レッドカード)

1 財政再生計画

再生判断比率(健全化判断比率のうちの将来負担比率を除いた3つの指標)のいずれかが財政再生基準以上の場合には、財政再生計画を定めなければならない。

2 財政再生計画の策定手続き、国の同意等

財政再生計画は、議会の議決を経て定め、速やかに公表する。

財政再生計画は、総務大臣に協議し、その同意を求めることができる。

財政再生計画を定めている地方公共団体(財政再生団体)は、毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表する。

3 地方債の起債の制限

再生判断比率のうちのいずれかが財政再生基準以上である地方公共団体は、財政再生計画に総務大臣の同意を得ている場合でなければ、災害普及事業等を除き、地方債の起債ができないこととする。

4 地方財政法第5条(地方債の起債)の特例

財政再生計画に同意を得た財政再生団体は、収支不足額を振り替えるために、地方財政法第5条の規定にかかわらず、総務大臣の許可を受けて、償還年限が財政再生計画の計画期間内である地方債(再生振替特例債)を起こすことができる。

Ⅲ 公営企業の経営の健全化

公営企業を経営する地方公共団体は、毎年度、公営企業毎に資金不足比率を監査委員の審査に付した上で、議会に報告し、公表する。これが経営健全化基準以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければならないとし、Iの2、3及びIVの1と同様の仕組みを設ける。

Ⅳ その他

1 外部監査

地方公共団体の長は、健全化判断比率のうちのいずれかが早期健全化基準以上となった場合等には個別外部監査契約に基づく監査を求めなければならない。

令和6年度決算における香芝市の健全化判断比率(4指標)等

	健全化判断比率		早期健全化基準	再生	再生基準	
①実質赤字比率	1	%	12.63 %	0	20.00	%
②連結実質赤字比率	1	%	17. 63 %	0	30.00	%
③実質公債費比率	10.7	%	25. 0 %	0	35.0	%
④将来負担比率	46. 1	%	350.0 %	6 –		%
⑤公営企業における資金不足比率			経営健全化基準			
(水道事業)	1	%	20.0 %	6 –		%
(下水道事業)		%	20.0 %	/ ₀ —		%

- ※ 実質赤字比率・連結実質赤字比率・公営企業における資金不足比率は、算定値が負数の場合には対象となりません。
- ※ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の早期健全化基準は、標準財政規模に応じて変動します。

① 実質赤字比率

一般会計等の決算を対象とし、重複分を純計した実質赤字の標準規模財政規模に対する比率であり、これが生じた場合には赤字の早期解消を図る必要があります。

実質赤字比率 = {繰上充用額+ (支払繰延額+事業繰越額) } ÷ 標準財政規模 ※1 { } は一般会計等の実質赤字の額

繰上充用額 : 歳入不足のため、翌年度歳入を繰り上げて充用した額 支払繰延額 : 実質上歳入不足のため、支払いを繰り延べした額

事業繰越 : 実質上歳入不足のため、事業を繰り越した額

一般会計等の実質赤字額:一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額

※ 実質収支が黒字で、繰上充用額が発生しない場合は、その黒字額をマイナス数値として算定

実質赤字比率 = $\frac{-699,999 + H}{17,380,912 + H}$ × 100 = -4.02 %

※算定値が負数の場合には対象となりません。

② 連結実質赤字比率

水道事業を含む全会計を対象とした実質赤字(又は資金の不足額)の標準財政規模に対する比率であり、これが生じた場合には問題のあり会計が存在することになるため赤字の早期解消を図る必要があります。

連結実質赤字比率 = 連結実質赤字額 ÷ 標準財政規模

連結実質赤字額:イとロの合計額がハと二の合計額を超える場合の当該超える額

- イ 一般会計及び公営企業(地方公営企業法適用企業・非適用企業)以外の特別会計のうち、 実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
- ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
- ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
- ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

連結実質赤字比率 = <u>0千円 - 3,870,071千円</u> ×100 = -22.26 %

※算定値が負数の場合には対象となりません。

イロ				計 計	0千円 0千円
	会計 取得特別会計 健康保険特別会計	699, 999千円 0千円 63, 997千円	• 介護保険特別	会計	202, 295千円
・後期 ニ ・水道	高齢者医療特別会計 事業会計	8,447千円 2,071,774千円		計	974,738千円
• 下水	道事業会計	823,560千円		計	2,895,334千円
イ+ロ=	0千円	ハ十二=	3,870,071千円		

③ 実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金_{※1}および準元利償還金_{※2}の標準財政規模に対する比率であり、この指標が18%を超えると地方債の発行に際して、県知事の許可が必要となり、25%を超えると一部の地方債の発行が制限されます。

- ※1 借入金の返済に充てる元金及び利子
- ※2 公営企業債の元利償還金に対する一般会計からの繰出金等

(地方債の元利償還金+準元利償還金) -

実質公債費比率 (3か年平均)

(特定財源+元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)

標準財政規模-(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)

準元利償還金:イからホまでの合計額

- イ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における 1年当たりの元金償還金相当額
- ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に 充てたと認められるもの
- ハ 組合・地方開発事業団 (組合等) への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の 財源に充てたと認められるもの
- ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
- ホ 一時借入金利子

(2,797,106千円+429,202千円) - (49,805千円+1,625,641千円)実質公債費比率 $\times 100$ 17,380,912千円- (1,625,641千円) = 9.8% 実質公債費比率 R 6 R 5 R 4 \div 3 = 10.7 % (3か年平均) 9.8 10.7 11.4

準元利償還金:イからホまでの合計額 429,202千円

イ 0千円

口 259,638千円

ハ 169,564千円

二 0千円

ホ 0千円

④ 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債から充当可能な財源を控除した将来負担見込み額の標準財政規模に対する比率であり、負債が将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すストック指標です。この比率が高い場合には将来これらの負債を実際に支払う必要があることから、今後の財政運営が圧迫されるなど問題が生じる可能性が高くなります。

将来負担額- (充当可能基金額+特定財源見込額+地方債現在高等に係る

将来負担比率 = 基準財政需要額算入見込額)

標準財政規模-(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)

将来負担額:イからチまでの合計額

イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高

- ロ 債務負担行為に基づく支出予定額(地方財政法第5条各号の経費等に係るもの)
- ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの負担等見込額
- ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
- ホ 退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額)のうち、一般会計等の負担見込額
- へ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額 のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- ト 連結実質赤字額
- チ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

充当可能基金額:イからへまでの償還額等に充てることができる地方自治法第241条の基金

将来負担比率 = $\frac{40,987,835$ 千円 - (10,522,983千円 + 15,832千円 + 23,184,306 + 17,380,912 + 17,380,912 + 17,380,912 + 17,380,912 + 18,380

将来負担額:イからチまでの合計額 40,987,835千円

イ 25,834,435千円

口 0千円

ハ 5,390,920千円

二 6,881,208千円

ホ 2,881,272千円

へ 0千円

ト の千円 チ の千円

充当可能基金額: 10,522,983千円

⑤ 公営企業における資金不足比率

連結実質赤字比率の算定基礎として用いられる公営企業における資金不足額の事業規模に対する比率であり、この比率が20%を超えると経営健全化計画のもと健全化を図る必要があります。

水道事業 (法適用企業)

資金不足比率 = <u>資金不足額</u> 事業の規模

- ・ 資金不足額=流動負債+建設改良費以外の経費に対する地方債の現在高-流動資産-解消可能資金不足額
- ・ 事業の規模=営業収益の額-受託工事収益の額

資金不足比率 = $\frac{189,008$ 千円+0千円-2,260,782千円-0千円 $}{1,561,123$ 千円-748千円 $}$ ×100 = -132.7 %

※算定値が負数の場合には対象となりません。

下水道事業 (法適用企業)

資金不足比率 = <u>資金不足額</u> 事業の規模

- ・ 資金不足額=流動負債+建設改良費以外の経費に対する地方債の現在高-流動資産-解消可能資金不足額
- ・ 事業の規模=営業収益の額-受託工事収益の額

資金不足比率 = $\frac{276,186$ 千円+0千円-1,099,746千円-0千円 $\times 100$ = -99.7 %

※算定値が負数の場合には対象となりません。

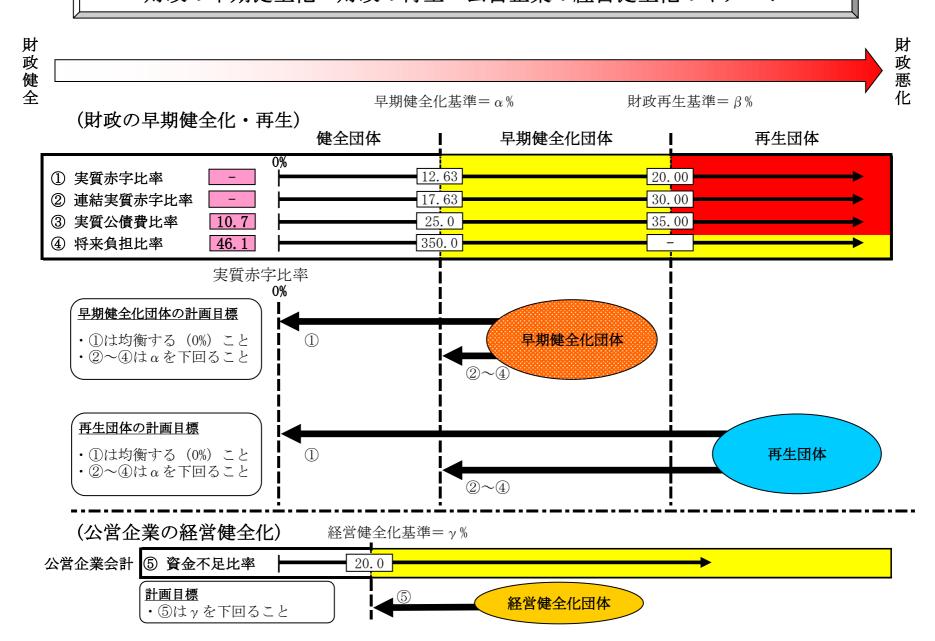
【参考】 標準財政規模

健全化判断比率を算定する際の基準額として用いられる額で、地方交付税算定上の地方公共団体の一般財源の標準 規模に臨時財政対策債発行可能額を加算した額

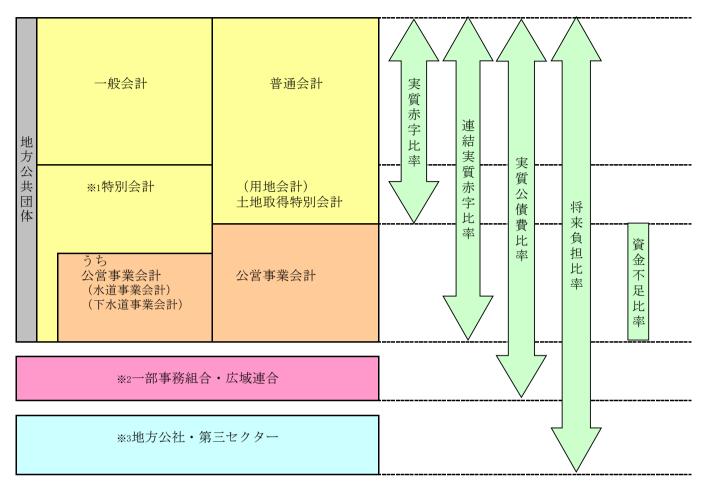
令和6年度決算で用いる額

17,380,912千円

財政の早期健全化・財政の再生・公営企業の経営健全化のイメージ



健全化判断比率の対象



※1 特別会計

国民健康保険特別会計 後期高齢者医療特別会計 介護保険特別会計

※2 一部事務組合・広域連合奈良県広域消防組合香芝・王寺環境施設組合葛城地区清掃事務組合

※3 地方公社・第三セクター 該当なし

香芝市の健全化判断比率 (4指標)等の経年比較

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①実質赤字比率	-4. 98%	-4.07%	-3. 44%	-4. 02%
②連結実質赤字比率	-22. 40%	-24. 91%	-22. 03%	-22. 26%
③実質公債費比率	12. 3%	11.6%	11.1%	10.7%
④将来負担比率	52. 2%	51. 3%	51.5%	46. 1%
⑤公営企業における資金不足比率				
(水道事業)	-133.8%	-176.6%	-135.3%	-132.7%
(下水道事業)	-96. 9%	-102. 7%	-104.6%	-99. 7%

